# 小牧市議会議案第106号

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月12日提出

小牧市議会議員 澤 田勝 已 淳 同 上 長 田 上 安 江 美代子 同 同 上 舟 橋 秀 和 上 同 加 藤晶子

# 小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例

小牧市議会委員会条例(昭和45年小牧市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務委員会の項中「市民生活部」を「地域活性化営業部、市民生活部、消防本部」に改め、「固定資産評価審査委員会」の次に「、農業委員会」を加え、同表福祉厚生委員会の項中「健康福祉部」の次に「、こども未来部」を加え、「、消防本部」を削り、同表文教建設委員会の項中「地域活性化営業部、こども未来部、」を削り、「、教育委員会及び農業委員会」を「及び教育委員会」に改める。

附則

この条例は、令和元年10月9日から施行する。

#### 提出理由

この案を提出するのは、議会の常任委員会の所管事項の一部を変更するため必要があるからである。

### 参考資料

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例案のあらまし

1 議会の常任委員会の所管事項(予算決算委員会に関する事項を除く。) は、次のとおりとする。(第2条関係)

名称	変更後	変更前
総務委員会	市長公室、総務部、地域活	市長公室、総務部、市民生
	性化営業部、市民生活部、	活部、会計管理者の補助組
	消防本部、会計管理者の補	織、監査委員、選挙管理委
	助組織、監査委員、選挙管	員会、公平委員会、固定資
	理委員会、公平委員会、固	産評価審査委員会及び議
	定資産評価審査委員会、農	会事務局の所管に属する
	業委員会及び議会事務局	事項並びに他の常任委員
	の所管に属する事項並び	会の所管に属しない事項
	に他の常任委員会の所管	
	に属しない事項	
福祉厚生委員会	健康福祉部、こども未来	健康福祉部、市民病院、消
	部、市民病院及び福祉事務	防本部及び福祉事務所の
	所の所管に属する事項	所管に属する事項
文教建設委員会	建設部、都市政策部、上下	地域活性化営業部、こども
	水道部及び教育委員会の	未来部、建設部、都市政策
	所管に属する事項	部、上下水道部、教育委員
		会及び農業委員会の所管
		に属する事項

<sup>2</sup> この条例は、令和元年10月9日から施行する。



### 小牧市議会議案第107号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書の提出について

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を地方自治法第99条の規定により次のとおり提出する。

令和元年9月12日提出

小牧市議会議員 已 澤 田勝 同 上. 長 淳 田 同 上 安 江 美代子 上 同 舟 橋 秀 和 同 上 加藤晶子 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施に向け、小学校専科指導の充実などのために1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなった。

現在、新学習指導要領の移行期間となり、小学校での外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により子どもたちや学校現場の負担になっているという声が大きい。子どもたち一人一人への指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身に付けた小学校専科教員の全校配置が必要である。

少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、国においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月12日

小牧市議会 議長 玉 井 宰

# 関係行政機関宛

(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官)